

平成27年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	私立高等学校等経常費補助			担当部局	復興庁		作成責任者	
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 小瀬 達之	
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令(具体的な条項も記載)	私立学校振興助成法第9条			関係する計画、通知等	-			
主要政策・施策	子ども・若者育成支援			主要経費	文教及び科学振興			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災によって被害を受けた私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び、特別支援学校(以下「私立高等学校等」という。)を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費について、私立高等学校等経常費助成費補助において支援。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	各都道府県が東日本大震災によって被災した私立高等学校等に対し、教育活動の復旧のための補助を行った場合、私立高等学校等経常費助成費補助において措置。							
実施方法	補助							
予算額・執行額(単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	-	218	97	130	140	
		補正予算	101	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	101	218	97	130	140		
	執行額	99	59	2				
執行率(%)	98%	27%	2%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32年度
	各都道府県における私立学校施設災害復旧事業の完了	復旧を完了した学校数	成果実績	校	79	10	3	
			目標値	校	102	23	13	0
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	私立高等学校等経常費助成費補助金(教育活動復旧費)の対象となる都道府県の数	活動実績	都道府県	6	2	2		
		当初見込み	都道府県	6	2	2	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	私立高等学校等経常費助成費補助金 都道府県当たりの教育活動の復旧に要したコスト=執行額/支出先都道府県数	単位当たりコスト	千円	16,485	29,485	1,198	65,038	
		計算式	/	98,908/6	58,969/2	2,395/2	130,076/2	
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	私立学校等経常費助成費補助金(教育活動復旧費)	130,076	140,424	被災した私立学校のうち、津波被害地域、原発事故に伴う計画区域等にある復旧事業未着手等の学校の教育活動の復旧に必要な経費を計上したことによる増				
	計	130,076	140,424					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	東日本大震災により被災した私立高等学校等における教育活動の迅速な再開に向けて支援するものであり、社会のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	私立学校振興助成法第9条に基づき、対象となる各都道府県へ交付される補助金であり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	教育活動の円滑かつ迅速な再開が図られることを支援するものであることから、政策的に優先度の高い事業であるといえる。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	法令等の規定に従い、都道府県が補助事業者となっている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	学校によって、被災状況が様々であるため、水準を定めることは難しいが、各都道府県の要綱によって定める教育活動の復旧に要する費用に対する補助を実施していることから、受益者との負担関係は妥当であるといえる。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	学校によって、被災状況が様々であるため、水準を定めることは難しいが、教育活動の復旧に要する費用の補助を実施している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	教育活動の復旧に要する経常的経費に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	被災した学校の一部は、津波被害地域、警戒区域等に所在し、事業に着手することができなかったため、都道府県が当該学校に対して補助ができなかったことから不用額が生じている。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	各都道府県において、復旧は進んでおり、本補助の対象となる都道府県数は減少している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	教育活動の円滑かつ迅速な再開が図られることを支援するという目的に対して、補助対象となる都道府県数が減じていることから活動実績は見合ったものであるといえる。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	都道府県が教育活動の復旧に要する経常的経費を補助することにより、各学校における経済的負担の軽減となった。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	東日本大震災により被災した私立高等学校等については、経年に伴い、全体的に施設・設備等の復旧が進んでいるが、未だに復旧に手をつけられない学校もある。今後も都道府県が教育活動の復旧を目的として経常的経費の補助をおこなっている場合は、これを補助することにより、都道府県や学校法人の経済的負担を軽減する。			
	改善の方向性	都道府県が、東日本大震災により被災した私立高等学校等に対して、教育活動の円滑かつ迅速な復旧を目的として補助金を交付している場合、国からも都道府県を補助することによって、教育活動の復旧の促進を図るよう、引き続き努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	被災地の私立学校の教育活動を震災前の状況に戻すことは被災地の復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	事業の目的である被災した私立学校において教育活動の円滑かつ迅速な再開、震災前の教育環境の復旧・確保が図られるよう、引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	31-2
平成25年度	035	平成26年度	054		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
2百万円

〔 文部科学省へ移替え 〕

【移替】

文部科学省
2百万円

〔 「私立高等学校等経常費助成費補助金」
都道府県が、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園の教育研究活動の復旧に係る経常的経費等について補助する場合、都道府県に対し補助金を交付。 〕

【公募・補助】

私立高等学校等経常費助成費補助金
A.都道府県(全2団体)
2百万円

〔 私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費等について補助 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.宮城県			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
経常的経費	私立高等学校等経常費助成費補助	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	各都道府県が東日本大震災によって被災した私立高等学校等に対し、教育活動の復旧のための補助を行った場合、私立高等学校等経常費助成費補助において措置。	2-	-	-
2	福島県	各都道府県が東日本大震災によって被災した私立高等学校等に対し、教育活動の復旧のための補助を行った場合、私立高等学校等経常費助成費補助において措置。	0.1-	-	-